

答 申 書

2017(平成 29)年 12 月 5 日

(仮称)郡山市まちづくり基本指針審議会

(仮称)郡山市まちづくり基本指針審議会委員名簿

会 長	堀 井	雅 史	副会長	橘	文 紀
委 員	安 達	一 夫	委 員	有 馬	賢 一
委 員	五 十 嵐	浩	委 員	伊 藤	清 郷
委 員	伊 東	孝 弥	委 員	稲 田	一 郎
委 員	井 上	雄 光	委 員	岩 瀬	次 郎
委 員	岩 村	明 憲	委 員	押 尾	茂
委 員	影 山	彌	委 員	河 田	卓 司
委 員	川 村	瞳	委 員	菅 家	元 志
委 員	菅 野	篤	委 員	菅 野	豊
委 員	熊 田	耕 治	委 員	國 分	重 信
委 員	相 樂	悦 子	委 員	佐 久 間	孝
委 員	佐 藤	恵 一	委 員	佐 藤	研 一
委 員	澤 田	志 帆	委 員	渋谷	重 二
委 員	須 佐	喜 夫	委 員	鈴 木	孝 雄
委 員	鈴 木	光 二	委 員	須 藤	英 穂
委 員	滝 澤	眞 己	委 員	土 持	敏 裕
委 員	土 屋	繁 之	委 員	中 岩	勝
委 員	中 潟	亮 兵	委 員	増 田	聡
委 員	森	淳	委 員	箭 内	孝 仁
委 員	結 城	政 美	委 員	横 山	宏

平成 29 年 12 月 5 日

郡山市長 品川 萬里 様

(仮称)郡山市まちづくり基本指針審議会
会 長 堀 井 雅 史

(仮称)郡山市まちづくり基本指針について(答申)

平成 29 年 10 月 10 日付け 29 郡政第 517 号で諮問のありましたこのことについて、当審議会において慎重に審議した結果、本書のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、基本指針策定及び今後の事業推進に当たっては、本答申の内容を十分尊重されるよう要望します。

(仮称)郡山市まちづくり基本指針(素案)の諮問に対する答申

(仮称)郡山市まちづくり基本指針審議会においては、本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための最上位指針である(仮称)郡山市まちづくり基本指針(以下「基本指針」という。)の策定にあたり、少子高齢・人口減少社会にあっても、市民誰もが将来に渡り安全・安心に暮らし、活力に満ちた地域社会や産業が発展することを目指すための官民共通の指針となることを目指し審議を重ねてきたところです。

そのため、本市が目指す将来都市構想「みんなの想いや願いを結び、未来(あす)へとつながるまち 郡山」の実現に向け、以下の内容に配慮するよう求めます。

1. 基本指針全体に関する意見

全国的な少子高齢・人口減少社会の進展に伴い、本市においても、既に「郡山市人口ビジョン」等で示されているように、長期的な人口減少局面を迎えています。特に生産年齢人口及び年少人口については、首都圏等への人口流出の影響もあり、現実的な将来推計人口を見据えた段階的改善に向けた取組が喫緊の課題として求められています。

そのような状況の中、基本指針をより実効性の高いものとし、効果的かつ効率的な事業の推進及び官民連携による社会課題解決に向けた施策展開を図るため、以下の項目に留意するよう提言します。

(1)基本指針策定後の市民参画について

基本指針に基づき、市民が市政に参加するにあたり、より具体的な取組を市民に分かりやすく示すとともに、町内会等地域団体や市民一人ひとりの意見を聞く機会を設けるなど、積極的な市民参画機会の拡充を図ること。

(2)「まち」自体の魅力向上について

各分野に特化した大綱別の施策展開はもちろん重要であるが、市民自らが暮らす本市の歴史や文化、市民の人間性に基づく「まち」自体の魅力を向上させることが必要であること。

(3) 基本指針及び市政の情報発信について

基本指針は長期的なものであり即効性はないと思われるが、時代の流れに合った具体的な施策展開により、市民に届くよう PR していく必要がある。基本指針をはじめとした行政が示す計画や具体的な施策等については、ただ実施するだけでは市民まで届かないため、積極的な情報発信に努めるとともに、どの程度行き届いているのかモニタリングにより把握する必要があること。

(4) 官民連携による将来構想の具現化について

基本指針の特徴でもある、市民自身が描いた将来構想としての「未来ストーリー」を具現化できるよう、基本指針に基づく具体的な施策や事業を、各分野の専門家等との官民連携により効果的に推進すること。

(5) 少子化を核とし、現実的な将来人口に対応した課題の解決について

全ての政策分野において、根本となる課題は「少子化・人口減少」であり、その対応を先送りにすることなく、あらゆる視点から要因や関連性を分析し、分野横断的に効果的な課題解決策を推進すること。また、実際の施策展開にあたっては現実的な人口推計に基づく合理的な対策を講じる必要があること。

(6) 成果指向型の施策推進について

ICT 活用などによる、限りある行政資源の有効活用及び費用対効果の最大化のため、事業が成果を上げるための要素を体系化し、数値化して分析する手法であるロジックモデル等の新たな考え方に基づき、地域社会に対して与える具体的な成果を意識した成果指向型の施策推進を図ること。

(7) 広域的な事業展開について

本市は、近隣自治体も含めた広域的な地域中核拠点として、医療体制の確保や、圏域全体の少子高齢化や人口流出問題への対応を積極的に推進し、地域全体の課

題として取り組む必要があること。

(8) 「品格ある郡山」の実現について

子どもから高齢者まで、一人ひとりの人権と多様性を認め合い、誰もが気持ちよく暮らせるまちの実現のためには、市民及びまちの「品格」を高めることも目標とする必要があること。

(9) 市民ニーズの適確な把握について

基本指針策定にあたり、多様な市民の意見を取り入れたように、今後の施策展開にあたっても社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに、市民や企業の意見を聞く機会を積極的に設け、市民ニーズに寄り添った展開とすること。

2. 各政策分野に関する意見

①「産業・仕事の未来」

(1) 市民自身が地域を知ることの必要性について

本市には誇れるものが無いのではなく、農業・商業・工業・観光などあらゆる分野において恵まれた環境にある。まずは市民自身が本市の魅力を正しく認識し地域に対する誇りを醸成する必要があること。

(2) 生涯活躍できる未来志向の人材育成について

本市で育ち学んだ市民はもちろん、市外からの人材還流を受け止める環境づくりに取り組むとともに、多くの経験を持つ高齢者が活躍できる仕事づくりや、未来の新しい技術や環境の変化にも対応できる長期的な人材育成に取り組む必要があること

(3) 寛容で柔軟な市民性を生かした産業振興について

地域の強みを生かした産業育成に加えて、入植者による安積開拓をはじめとした、人材流入や新たな産業の受け入れに対し寛容で柔軟な本市の地域性についても、本市の特性であり強みであると認識する必要があること。

(4) コメを基盤とした地力のある農業と6次産業化の展開について

恵まれた自然環境により、本市の農業、特にコメの収穫量や品質は全国に誇れるものである。更にその品質に磨きをかけるとともに、若手農業従事者を中心とした野菜等の特産品づくりなど、農産物の高付加価値化や6次産業化についても積極的に取り組む必要があること。

②「交流・観光の未来」

(1) 郡山の歴史や文化を生かした交流・観光の推進について

安積開拓・安積疏水開さく事業の日本遺産認定をはじめ、本市には古くからの歴史や伝統があり、また、音楽によるまちづくりなどの文化的魅力も多く存在しているので、それらを市民一人ひとりが学び、誇りを持つとともに、魅力を内外に広く伝える仕組みの構築が「交流・観光」の推進にとって重要なものであること。

(2) 経済県都としての強みを生かした積極的なコンベンション誘致について

国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所や、ふくしま医療機器開発支援センターなどを核とした産業集積が進展する本市においては、産業や医療、スポーツ等の多彩なコンベンション誘致、さらにはこれらを起点としたアフターコンベンションに積極的に取り組む必要があること。

(3) 世界を視野に入れた広域的な連携について

世界を視野に入れた観光誘客のためには、本市を中核とした近隣市町村との広域連携、更には東北の玄関口として、より広範囲な自治体と連携した周遊性の高い観光コンテンツにより、海外からの観光誘客(インバウンド)に対する魅力向上に向けた取組を推進する必要があること。

(4) 「人」の魅力を生かした移住・定住の推進について

訪れたひとが、「また来たい」「住んでみたい」と思える、地域の「人」の魅力を生かした「おもてなし」と「つながり」により移住・定住の促進に取り組む必要があること。

③「学び育む子どもたちの未来」

(1) 家庭や地域が乳幼児教育や学校教育等と連携した学び合いについて

家庭や地域における教育が子どもたちの成長にとって大きな影響を及ぼすことから、乳幼児教育や学校教育等との交流・ネットワーク化を図ることで、地域全体が「自分事」として子育て及び教育に主体的に関与できる体制を整備する必要があること。

(2) 地域の歴史や文化、産業や人を大切にした教育について

日本遺産にも認定された、安積開拓・安積疏水をはじめとした本市の歴史や、各地域に残る祭りや伝統芸能などの文化、地域で子どもたちの生活を支える様々な職業や人との触れ合いにより、地域に対する誇りを醸成する「本市のアイデンティティ」を大切にした教育に取り組む必要があること。

(3) 未来を担う人材を育てる、専門的な外部人材や高等教育機関等との連携について

子どもたちの個性を伸ばし、社会において必要とされるコミュニケーション能力やイノベーション能力など、グローバルに活躍できる能力を身に付けるため、小・中学校において広い分野について学習するとともに、専門的な外部人材の活用や高等教育機関、企業等との連携にも積極的に取り組む必要があること。

(4) 小・中学校におけるキャリア教育について

ICT や AI 技術の進展などにより職業の多様性が加速度的に進展しており、子どもたちが社会で必要とされる資質や能力を育み、主体的に将来像を構築できるよう、多様で具体的な情報提供や体験の機会拡充に取り組むとともに、変化する社会の動きを学校教育に取り入れる必要があること。

④「誰もが地域で輝く未来」

(1) 町内会活動に対する取り組みについて

第五次総合計画で掲げている基本指標を見ても、町内会加入率は減少傾向にあり、地域コミュニティの基盤的な組織として、町内会活動を支える効果的な取り組みについて検討する必要があること。

(2) 本市の特色でもある「楽都」を生かした生涯学習について

これまでの取り組みにより「楽都郡山」の都市イメージ形成や音楽によるまちづくりについては一定の成果があるものと思われるので、今後は生涯学習分野における音楽の活用を一層推進する必要があること。

(3) 市民が互いに支え合い、健康で生きいきと暮らせる地域福祉の推進について

健康で生きいきと暮らせる地域福祉の実現に向けて、より具体的な対象や取組を明示するなど、分かりやすく効果的な事業推進に配慮する必要があること。

(4) 女性が元気で活躍できるまちについて

地域の企業や家庭などの連携により、女性の活躍、社会参加を一層推進する必要があること。

⑤「暮らしやすいまちの未来」

(1)「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現について

中長期的な視点から、医療・福祉・商業等の生活機能確保と地域公共交通ネットワークの再編を連携させた「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」について検討する必要があること。

(2) 公共交通システムの拡充について

高齢化の進展に対応するためには公共交通システムの充実が必要不可欠であり、タクシー等の自動配車システムやコミュニティバスの運行など新たな公共交通システムの導入に向けて、社会実験等による実証も踏まえて積極的に検討する必要があること。

(3) 空き家、空き地対策について

少子高齢化や首都圏等への人口流出により、郊外だけではなく中心市街地においても空き家、空き地の問題が顕在化することが予想されるため、計画的な対策を進める必要があること。

(4) 本市の「地域の拠点」としての位置付けについて

広い市域を持ち、近隣市町村も含めた地域の拠点都市である本市として、連携中枢都市圏の形成を視野に入れた都市基盤の整備を図る必要があること。

(5) 災害に強い強靱なまちづくりについて

特に近年頻発するゲリラ豪雨などの都市型災害を含め、市民生活や企業の経済活動に重大な影響を及ぼす様々な災害への対策を積極的に推進する必要があること。